

事務連絡
令和4年3月4日

各都道府県建築行政主務課 御中

国土交通省 住宅局 建築指導課
参事官（建築企画担当）

バリアフリートイレに設置する呼出しボタン等の整備不良について
（注意喚起）

平素よりバリアフリーの推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和3年6月7日、東京地下鉄株式会社の日比谷線八丁堀駅構内のバリアフリートイレ内で倒れている利用者が発見され、その後死亡が確認された事象が発生しました。本事象発生後、同社が当該トイレの状態を確認したところ、以下の状況が判明しています。

- ① 呼出しボタン（通報装置）のブレーカーが切状態となっており、ボタンが押されても駅事務所に通報されない状態となっていた（実際に押されたかは不明）
- ② トイレ内に30分以上在室した場合にこれを駅事務室へ警報するためのケーブルが繋がっていなかった（当該利用者は入室後約7時間後に発見された）。
- ③ 2012年6月の当該トイレ供用開始前の機能確認、及び供用後の定期的な機能確認が行われていなかった。

当該事案を踏まえ、国土交通省鉄道局より地方運輸局等に対し、管内の鉄軌道事業者に対し、同様の事案を防止するための注意喚起を求める通知（別添参照）を行っています。

バリアフリートイレに設置される呼出しボタンは、高齢者・障害者等がトイレを利用する際に、トイレ内で緊急的な事態が生じたことを外部に知らせるための大切な設備です。

つきましては、建築物に設置されるバリアフリートイレにおける同様の事案の発生を防止するため、建物所有者、管理者に対して、日常的に維持管理、点検を適切に行っていただくなど、注意喚起いただきますようお願いいたします。また、貴自治体が所有・管理する庁舎や学校等についても、日常的な点検等を適切に行うよう関係部局への情報提供をお願いいたします

貴職におかれましては、貴都道府県管内の区市町村に対してもこの旨周知方お願いいたします。

【本件に関する問合せ先】

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付 亀元・野上
電話:03-5253-8126

令和4年3月2日

地方運輸局鉄道部長 殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

鉄道局技術企画課長

バリアフリートイレに設置する呼出しボタン等の整備不良について（注意喚起）

令和3年6月7日、東京地下鉄株式会社の日比谷線八丁堀駅構内のバリアフリートイレ内で倒れている利用者が発見され、その後死亡が確認された事象が発生した。本事象発生後、同社が当該トイレの状態を確認したところ、以下が判明した（別紙参照）。

- ① 呼出しボタン（通報装置）のブレーカーが切状態となっており、ボタンが押されても駅事務所に通報されない状態となっていた（実際に押されたかは不明）
- ② トイレ内に30分以上在室した場合にこれを駅事務室へ警報するためのケーブルが繋がっていなかった（当該利用者は入室後約7時間後に発見された）。
- ③ 2012年6月の当該トイレ供用開始前の機能確認、及び供用後の定期的な機能確認が行われていなかった。

については、貴管内の鉄軌道事業者に対し、本事象について周知するとともに、以下を実施し関係する設備が機能しない事態が生じないように注意喚起されたい。

- ・①に関して、呼出しボタンを押した際に駅事務所等に確実に通報されることを確認すること。（バリアフリーガイドラインでは押したことが確認できる機能を付与するとされている）。
- ・②に関して、一定時間以上在室している場合に駅事務所に通報するシステムを有するトイレについては、このシステムが機能しているかを確認すること（本件に関するバリアフリーガイドライン上の規定はない）
- ・③に関して、上記の設備を適切に維持管理すること。

バリアフリースイレに設置する呼出しボタン等の整備不良について

1 発生日時 2021年6月7日(月)23時頃

2 発生場所 東京地下鉄株式会社日比谷線八丁堀駅

3 概要

駅構内巡回中の警備員がバリアフリースイレ使用中ランプの点滅を認め、駅事務室に連絡し、同トイレの鍵を持参した駅係員と警備員で同トイレへ急行した。同トイレのドアを開錠のうえ入室したところ、利用者1名が倒れているのを発見したため、駅係員により119番、110番通報を行い、救急到着まで救命活動を行い、病院へ搬送されたがその後死亡が確認された。

4 状況

防犯カメラの映像によると、当該利用者は16時頃入室されていたが、30分以上の在室を検知し、警報を通知するシステムのケーブルが繋がっていなかったこと及び呼出しボタンを押下することで駅事務室への警報を通知する機器のブレーカーが切状態となっていたことから駅事務室への警報が鳴動しない状態であった。

5 旅客の発見までに時間を要した原因

- (1) バリアフリースイレ内の呼出しボタンを押下することで駅事務室への警報を通知する機器のブレーカーが切状態となっていたため。
- (2) バリアフリースイレ内において30分以上の在室を検知することによって、駅事務室に警報を通知するシステムのケーブルが繋がっていなかったため。
- (3) 2012年6月のバリアフリースイレ供用開始前において、機能確認試験が行われておらず、また、その後の定期的な機能確認が行われていなかったため。

6 再発防止策

- (1) バリアフリースイレ供用開始前の機能確認試験を確実に実施する。
- (2) 機能確認試験の項目に抜け漏れがないようチェックリストを作成し、同種工事においてはチェックリストを用いて確実な機能確認試験を実施する。
- (3) 定期的に設備の点検を実施する。
- (4) 駅係員等による構内巡回時の重点確認箇所(バリアフリースイレ等)の確認を徹底する。

以上